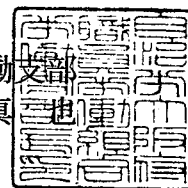


2021年3月5日

商工労働部長 小林 宏之 様

自治労大阪府職員労働組合労働支部
支部長 裏野 真



2021（令和3）年度 要求書

労働支部は、職員の労働条件維持・向上とともに労働行政の拡充・発展のため、組合員の意見を取りまとめ、第70回支部定期大会の決定に基づき、下記のとおり要求するので、従来の労使慣行を尊重し、協議を行うとともに、誠意ある回答をされたい。回答期限については、別途指定する。

記

- 1 定年退職に伴う欠員は、職員に超過労働を招くこととなる恐れのある重要な労働条件問題であることから、2021（令和3）年4月1日をもって補充すること。
また、年度途中の産休や育児休暇、退職、現職死亡、長期の病気休暇等の欠員も前記同様に重要な労働条件問題であり、早期に補充すること。
- 2 商工労働総務課、雇用推進室、高等職業技術専門校、大阪障害者職業能力開発校及び労働委員会事務局について、2021（令和3）年度組織・人員を支部に提示し、労働条件・職場環境の改変に関することを中心に支部と協議すること。
- 3 大阪府全体で時間外労働縮減の取組みが進められる中、特に、本庁職場では恒常的な時間外労働を強いられている職員が数多く見受けられることから、各グループにおける業務量の十分な精査と、それに見合った適正な人員配置を行い、職員の健康管理と労働条件の改善を図ること。
また、実態として仕事が存在し、時間外労働が発生しているにもかかわらず、職員に責任を押し付ける形で「時間外勤務事前申請」を認めないことをほのめかすなど、結果としてサービス残業を強いるなどコンプライアンスに反した労務管理が行われることが無いよう十分な労働法教育を行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大阪府では土日・時間外を問わず勤務を必要とする業務も拡大している。土日の勤務が生じた場合、振替休暇や代休の取得に努めることは当然であるが、業務多忙により期間内に振替休暇や代休を取得できない場合も想定されることから、こうした場合にあっては、時間外勤務手当で対応するなど適正な労務管理を行うこと。
- 5 近年のコンプライアンス意識の高まりから、危機管理事象や新型コロナウイルス感染症にかかる対応等で休日に自宅等に居ながら業務上の対応をしなければならないケースが増加しており、適正に時間外勤務手当が措置されない取扱いが見受けられる。
業務に従事した場所が、例え自宅等であっても業務上の対応を行った場合は、時間外勤務手当により労働の対価が措置されなければならないと、管理職（課長級以上）による適正な時間外勤務の管理を行うこと。

- 6 2017年から行われている「就業促進課職員の勤務時間の割振りの変更」について、適切な運用が行われるよう課内で周知を行うとともに、実施状況を確認の上、支部と定期的な協議を行うこと。

【要望事項】

- 7 再任用職員の配置については、業務の特性等を十分考慮するとともに、支部との協議を踏まえて配置すること。
- 8 平成14年3月以降、大阪府労働行政は、「大阪府労働施策の基本方向」に基づき各種施策が展開されているが、同策定から既に十年以上が経過し、大阪府労働行政を取り巻く環境などが大きく変化していることから改めて今後の労働行政のあるべき姿を明確に示すため、早急に改定作業を進めること。
改定にあたっては、事前に支部と十分協議すること。

【雇用関係の要求項目】

【要望事項】

- 9 働くことの入口にあたる「雇用」に関し、次のとおり積極的な施策展開を図ること。
- (1) 「安定した雇用は最大の福祉である」との認識のもと、労働者の権利を確保し、労働条件の改善をはかる総合的な労働施策を推進すること。
- (2) 雇用に関する諸事業を効果的に展開していくためには、国機関をはじめ、府内市町村、経済団体、労働団体等との連携・協力が必要不可欠であるため、「OSAKAしごとフィールド」が行う事業について、「地域労働ネットワーク」を活用して事業展開を図る際には、労働環境課と適切に情報を共有するなど、十分に連携して進めること。
- (3) 「生活困窮者自立支援法」の趣旨を踏まえ、①府の労働施策と福祉施策等の役割分担と連携、②国、府、市町村との役割分担と連携に関する考え方を整理するとともに、就職困難者等に対する雇用支援施策について、方向性と現在の検討状況を明らかにすること。

【労政関係の要求項目】

- 10 労働環境課（労働相談センター含む）については、本庁組織と位置付けられているものの、府民、労使関係者と直接に接し、労働相談等を通じて労使関係（集団及び個別）を専門的に取り扱う現場行政機関であり、その業務特性を踏まえた人員配置を行うこと。

大阪府の労政行政機能を強化し、業務を効率的・効果的に展開するためには、『労働相談・労使紛争解決支援を含めた労使関係（個別及び集団）施策に一体的に取り組む体制を構築すること』が不可欠であり、加えて、これまで総合労働事務所が担ってきた業務を『インプット機能（相談・情報収集）とアウトプット機能（普及・啓発）』に区分した上で専門性の向上を図ること』が重要である。

労働環境課発足以降の労政行政機能強化策の実効性にかかる検証・評価を明らかにすること。また、その検証・評価結果をふまえた機能強化と業務特性を考慮した人員配置、業務に関する必要な研修を行うとともに、さらなる再編も含めた考え方を明らかにすること。

労働委員会事務局については、特別職である公労使委員とともに集団的労使関係を中心とする労働関係法規と府内事業所等の現場で生じている紛争議を取り扱うという業務特性を踏まえた人員配置を行うこと。また、特定の職階または職員に負荷がかからない

よう、業務量の平準化など労働環境を整備するとともに、体制を強化すること。

【要望事項】

11 労働行政推進体制の一層の充実・強化を図ること。本年、突如現れた新型コロナウイルス感染症の影響により、今後労働環境に大きな変動が見込まれる中、本府で労政行政を担っている労働環境課（労働相談センター含む）において、府内労働者のセーフティネット機能を基盤としつつ、労働行政機関及び労使団体等との連携を強め、労政行政施策を総合的に展開していくことが重要である。

府内における健全な労使関係の形成・安定と府民・府内労働者の安心と生活の安定を図ることこそが労政行政の重要な責務であることをふまえ、次の機能及び関係施策の強化等を図ること。

(1) 府民の大半が労働者であり、府政の本旨である府民福祉向上の観点から労政行政を効果的に進めるためには、府内の労働情勢を的確に把握しながら施策を隔々にまで効果的に届ける得る体制の構築と府民が身近にイメージし、気軽にアクセスすることができる現場機能を有する組織の存在が不可欠である。本年4月に発足した労働環境課（労働相談センター含む）が行う労働相談事業及び個別労使紛争解決支援の充実・強化を図るとともに、日常的に、直接そして機動的に府民及び府内地域の関係機関・労使関係者と接することができるよう、労働相談事業について、市町村等と連携しながら積極的な地域展開を図ること。また、府内3か所で行う出張労働相談事業についても、府民からの相談にいつでも気軽に応じることができるよう、拠点と体制の拡充を図ること。

(2) 労使関係情報収集業務については、その集積した情報を整理・分析することにより、本府労働行政への基礎資料となる根幹的性格を再認識することが必要である。特に、集団的労使交渉における課題やそれによって生み出される成果など、企業労使の情報を収集するためのツール（ローカルセンター、産業別労組、単組、合同労組等との日常的関係）を有するのは、数多くの自治体の中で都道府県の労政主管課とその出先機関のみである。引き続き、本業務を部の基幹業務と位置づけ、個別労使関係にかかる情報を含めて、次の取組みを進めること。

① 収集対象情報の範囲を明確にし、労働団体へのアプローチや労働相談対応などにより、広く労使関係（集団及び個別）に関する労働情報を収集・把握・分析し、労政行政の基礎資料の充実化を図るとともに、総合的な労働情報として広く労使関係者が活用できるように発信すること。特に、賃上げ・一時金調査結果をはじめとする集団的労使関係で決定された労働条件等が、労働組合のない中小企業労使等の指針となるよう情報提供・発信機能を強化すること。

② 労政行政施策の基礎資料となる情報や同施策に対する評価・要望等にかかる情報についても収集に努めるとともに、府政全体の推進に資する公共性が高い労使関係情報の収集にも留意すること。

(3) 労使関係総合調査（労働組合基礎調査等）について、調査実施のため職員が労働組合に赴き、関係者と直接情報交換を行い、現場で生じている問題を的確に把握することは、調査の正確性をもたらすだけでなく、職員の情報収集能力、問題解決能力の向上に繋がり、ひいては労政担当職員を育て、労使関係の安定に寄与するものである。

今後の労政行政を担う有意な人材を育成する観点から、労働組合関係者と直接対話・調査する機会を数多く設けることができるよう、組織体制の強化と調査手法の工夫等を積極的に行うこと。

(4) 賃上げ・一時金調査は、労使交渉を通じて生み出される成果を広く公表し、未組織を含めたすべての労働者の労働条件の底上げを図ることを目的としてきた。労使交渉が活発化する時期に、世間相場を示すことで交渉の促進に寄与するとともに、労働組合のない企業における賃金及び一時金の決定に資するなど、労使関係の安定を図る施策とし

て極めて重要である。今後の調査実施にあたり、その本旨を損なうことのないよう十分留意すること。

(5) 未組織労働者の組織化にかかる施策を充実させるなど、集团的労使関係施策の機能と体制を強化すること。このことが労使関係の健全な均衡を図り、ひいては企業等の経営の安定と雇用の確保に繋がることに十分留意すること。

(6) 労働相談及び個別労使紛争解決支援システムの充実を図り、集团的労使関係を含め、複雑化・多様化する労働相談・労使紛争事案に対応できる体制を拡充・強化すること。そのため、次のような取組みを進めること。

①労働相談と労使紛争解決支援の総合的な運営を大阪府特有のシステムとして再確認し、府職員（直接）による体系的な労働相談と労使紛争解決支援の取組みと体制を強化すること。

②今後の複雑な労働問題・職場環境・労務管理などにかかる相談対応の充実化のため、特別労働相談（弁護士、社会保険労務士）及び職場のメンタルヘルス専門相談、出かける労働相談等の拡充を図ること。

③労働相談・労使紛争解決支援等の労使関係安定化（集団、個別）に向けた取組みがより効果的に進められるよう、労働環境課と労働委員会事務局との担当で実務について情報交換等を行う会議（仮称：労使関係安定化実務担当者会議）を開催すること。労働相談・個別労使紛争処理については、大阪労働局とも実務的な情報交換会議を開催すること。

④府民の労働生活の入口である採用行為が公正に行われるよう、公正採用にかかる相談及び研修事業等の充実を図ること。

⑤職場のいじめ・ハラスメントや職場のメンタルヘルス課題に関する労働相談に効果的に対応するため、大阪産業保健総合支援センターをはじめとする関係機関との連携に取り組むこと。

(7) 労働者のメンタルヘルス問題と密接不可分な自殺対策課題について、引き続き地域自殺対策強化交付金等を積極的に活用するとともに、将来にわたって安定した事業展開を図るため府単費での事業展開が図られるよう、府財政当局に対して予算措置を求めること。

(8) 労働者の働く権利と労働契約をめぐる問題が社会的な課題となる中、依然として基本的な法権利を知らない労働者や、労働契約に関する法ルールを知らない・理解していない使用者が多く見られる。労働環境課（労働相談センター含む）が実施する『きまえ研修講師派遣』事業の充実を図ること。特に、社会に巣立つ前の中・高校生及び大学生や、何らかの事情により離職を余儀なくされた離職者等に対する労働法教育施策について、府教育庁・大阪労働局等と連携して一層の充実を図ること。また、労使関係や関係法規等啓発冊子の発行、ホームページ・電子メールによる関係情報の提供など、総合的かつ体系的な労働・労使関係教育・啓発について一層の充実化を図ること。さらに、働きやすい環境整備を促進する関連情報についても積極的に提供・周知すること。これら啓発においては、地域労働ネットワークを積極的に活用しながら事業展開を図ること。

(9) 関係機関相互の良好な関係のもと事業連携ツールとして運用されている地域労働ネットワークを積極的に活用し、労働関連事業が効果的・効率的に展開されるよう、適正な人員配置を行うこと。

また、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進、不合理な待遇差の解消など、誰もが働きやすい職場づくりにつながる具体事業を展開するツールとして、地域労働ネットワークを最大限に運用すること。さらに、大阪労働局に対しても同様に位置付けられるよう、働きかけを行うこと。

さらに、府内全域にワークルールを定着させるため、地域労働ネットワークにおいて構成団体が行っているワークルール教育をとりまとめて府民に広く発信するとともに、

地域内の学校・中小企業、労働組合、業界団体などに周知し、その利用を促すなどにより取組みを強化すること。

(10) 昨年6月の労働施策総合推進法の改正により大企業（中小企業は2022年）にハラスメントの防止が義務付けられることとなった。この改正において、「性的指向」や「性自認」に関するハラスメント（SOGIハラ）、本人のセクシュアリティを勝手に暴露してしまう「アウトティング」についても防止が義務付けられたことをふまえ、個人を尊重する企業風土の醸成、労使関係構築の支援に関する様々な施策を積極的に進めること。

12 府労働委員会において、公務員関係の審査事件、合同労組関係など複雑な事案に対応するため、専門的な事務局体制の充実と職員の増員配置を計画的に行うこと。

【職業訓練関係の要求項目】

13 職業訓練手当について、研究・見直しを行う際には支部と協議し、合意の上で検討を進めること。また、手当支給にかかる手続きなどで、必要な事項については高等職業技術専門校等の判断のみならず、商工労働総務課・人材育成課も含めて統一的な対応を示すなど、必要な対応を行うこと。

14 職業訓練指導員の「欠員状態」は、将来にわたる指導ノウハウの継承に影響し、将来にわたって良質な職業訓練メニューを提供し続けることに問題を生じさせ、加えて、超過労働を招く重要な労働条件課題でもある。

昇任・昇格に伴う配置転換や、新たな組織の立ち上げ、定年退職などによって「欠員状態」となることで、本来複数の人数で指導業務を担うはずが、非常勤職員の雇用もままならず、一人で過大な業務を担当するなど、心身の不調を訴える職員も生じ始めている。2021（令和3）年度当初に欠員状態となる指導員の職種と人数及び校別・科目別の状況を明らかにするとともに、常勤指導員の積極的な採用と配置を行うこと。

職業訓練指導員は少数職種であることから、病気等の事情により休職すると直ちに欠員状態となる。また、常に欠員状態と定員充足を繰り返すなど、厳しい状態で現場が運営されている。職業訓練指導員が、訓練時間前の準備や予習など効果的な訓練指導が行えるよう、一定程度の余裕を持った職員配置を行うことを通じて、欠員が生じた際の労働条件に対する影響を最大限抑制することができるよう適切な対応を行うこと。

15 「職業訓練指導員配置基準」について、訓練指導現場における職員及び訓練生の安全確保の観点などから、国の基準「訓練科ごとに訓練を行う1単位（30名）の訓練生につき3人」及び1科目複数の常勤指導員を基本として、適正な運用に努めること。

16 訓練生の安全確保と職業訓練指導員が自信を持ち安心して働き続けることができるよう、職業訓練指導員が取得している指導員免許の専門性を踏まえ、能力と適正に配慮した配置を行うこと。また、指導員免許職種とは異なる科目を担当する際や、初めて障がい者対象の職業訓練を担当する職業訓練指導員がやりがいを持ち安心して働くことができるよう、十分な期間と内容の研修を計画的に行うこと。さらに、担当主査制度や広報業務の拡大に伴い、訓練課の業務量が過重とならないよう、適正な人員配置・労働環境の整備を行うこと。

17 有料化、入校時期の分散化、夕陽丘高等職業技術専門校への大阪府ITステーション併設に伴い、各校総務課と人材育成課担当グループに生じる業務量の精査を行い、超過

労働を招くことが無いよう適切な対応を行うこと。

- 18 科目再編三か年計画が事実上存在しない状況で、現状では計画性を持った職業訓練の再編が行われているとはいいがたく、ともすれば思い付きや場当たりのとも思われる安易な見直し案で現場が振り回され、各校で訓練指導を担当する職員は、担当科目の改廃や業務の行く末に不安を持って業務にあたっている。人材育成課に職業訓練に関する識見を持つ職員を配置し、大阪府職業訓練の中長期計画の継続的な企画及び科目開発が行える体制を整備し、安心して働き続けられる環境整備を行うこと。

高等職業技術専門校・大阪障害者職業能力開発校の再編整備及び訓練科目の改廃については、既に労使確認がされている一年前ルールを前提に、①科目見直しルール、②今後設置すべき科目、③科目開発のあり方及びその方法、④開発に関わる職業訓練指導員の配置基準をはじめ、職員の勤務・労働条件等に影響を及ぼす項目については、細部まで十分に支部と協議すること。

- 19 東大阪高等職業技術専門校の人材開発センターについては、職員の配置が定員上は行われておらず、現有職員により対応しているが、職員及び利用者の安全に関わる重要な問題であり、定数を確保して配置を行うなど、適切な対応を行うこと。

- 20 南大阪高等職業技術専門校の産業人材育成支援室が行う業務について、その内容を明らかにするとともに、職員に過重な時間外労働などの負担がかかることが無いよう支部と協議し、効果的な対応策を実施すること。

- 21 北大阪高等職業技術専門校の人材開発センターについては、現在、土日祝日も企業に対する施設貸しを行っているが、校へのアクセスに欠かせない唯一の公共交通機関（路線バス）が昨年10月より休日便の運行が廃止されたことから、職員の通勤と業務遂行に支障が生じている。

こうした状況をふまえ、本業務にかかる今年度の対応策と次年度以降の業務に対する考え方と取り扱いについて明らかにすること。

- 22 在職者を対象とした職業訓練が存在感を増しつつあり、北大阪、東大阪、南大阪の各校では在職者を対象に職業訓練を行うテクノ講座に加え、企業等が行う在職者を対象とした実習等をサポートする人材開発センター業務において、職業訓練指導員が訓練設備機器等の操作や安全管理のために従事している。実態として単純な施設貸しの手続きではないことから、在職者を対象とした職業訓練業務全般を担う専門チームとしての組織整理を行うこと。

- 23 高等職業技術専門校等への通勤・職場環境など、利用者の利便性や職員の労働条件等にかかる課題については支部と協議すること。

- 24 各高等職業技術専門校で働く非常勤職員（生活指導員、精神保健福祉士等）の生活の安定を図るため、賃金をはじめとする労働条件について改善を図ること。

【要望事項】

- 25 職業訓練指導員の欠員に対応するため、やむを得ず非常勤職員を雇用する場合は、現状の週30時間+週10時間などとする手法を改め、週40時間を前提とすること。

- 26 職業訓練指導員の再任用職員配置に関しては、生徒指導の継続性を考慮し、本人の希望がある場合は、フルタイムの勤務時間とすること。

27 大阪産業人材育成計画（第10次大阪府職業能力開発計画）の具体的な取り組みを効果的に進めるための企画・実施体制を検討し、支部と協議すること。

特に、高等職業技術専門学校等が行う施設内訓練や、委託訓練、認定職業訓練のそれぞれの役割分担を明確にするとともに、地域の実情やニーズに対応しうる訓練科目の検討・設置がトータル的に行われるよう、人材育成課内に全体の企画機能を有するグループを設置すること。また、科目の検討・設置にあたっては、訓練現場が持つノウハウを積極的に活用すること。

以上

